第二号ロの表に次のように加える。

株式会社パストリア	福島県二本松市渋川字臼石八番地十	建設機械施工
株式会社エンデュランス・レーシング・プランニング	埼玉県川越市大字山田千七百二十六番地	溶接
有限会社高田工務店	埼玉県戸田市上戸田四丁目十番十七号	型枠施工
有限会社吉澤工務店	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷三百七十七番地七	型枠施工
株式会社エス・エス・プロ	埼玉県入間郡三芳町大字上富字下饒千八十七番一	とび
株式会社野林組	静岡県三島市壱町田五番地の十四	コンクリート二次製品製造
株式会社イトー	静岡県磐田市玉越八十番地	建設機械施工
有限会社共栄商事	兵庫県加西市別府町甲千五百七十一番地の一	コンクリート二次製品製造

○法務省告示第四百五号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十六日

法務大臣　滝　　実

第一号中「社団法人全国鉄筋工事業協会」を「公益社団法人全国鉄筋工事業協会」に改める。

○財務省告示第三百七号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十三年十二月財務省告示第四百十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十六日

財務大臣　安住　　淳

百二十三中「一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨五二円」を「一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨三一円」に改める。

百三十一の次に次のように加える。

百三十二　南スーダン通貨　一南スーダン・ポンドにつき本邦通貨二七円

○経済産業省告示第二百十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

三の9の⑷のニ中「コスタリカ」の下に「、コートジボワール」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百十五号

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二十三年法律第八十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第百六十二号）第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した南鮎川ＡＫ―一号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を次のように認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

北緯三十九度十七分二十・〇七五秒、東経百四十度四分十・四三七秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円、北緯三十九度十七分十・一五七秒、東経百四十度四分十八・四六〇秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円、北緯三十九度十七分十九・八二二秒、東経百四十度四分二十七・二〇五秒（世界測地系）を中心とする半径二百五十メートルの円の外縁を包絡する直線及びそれらの円の弧でかこまれた区域の直下の深度（由利原ＳＫ―十六ＤＨ号井の坑口を基準）千九百三十三・八一メートルから二千四十一・七七メートルまでの間に存するガス層に属するもの

○経済産業省告示第二百十六号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第四条第一項第一号の規定に基づき、指定資格講習機関を指定したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第五条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十六日

指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	経済産業大臣　枝野　幸男
指定年月日及び指定番号	平成二十四年九月二十六日経済産業大臣指定第一号
資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本ガス機器検査協会　教育講習部 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号

○経済産業省告示第二百十七号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第六条第一号の規定に基づき、指定認定講習機関を指定したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第八条の三において準用する第五条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十六日

指定認定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	経済産業大臣　枝野　幸男
指定年月日及び指定番号	平成二十四年九月二十六日経済産業大臣指定第一号
認定講習業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本ガス機器検査協会　教育講習部 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号

○経済産業省告示第二百十八号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定再講習機関を指定したので、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）第十条の二において準用する第五条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年九月二十六日

指定再講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	経済産業大臣　枝野　幸男
指定年月日及び指定番号	平成二十四年九月二十六日経済産業大臣指定第一号
再講習業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本ガス機器検査協会　教育講習部 東京都板橋区小豆沢四丁目一番十号

○国土交通省告示第千四十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間
近畿自動車道	松阪市笹川町字坂東一三〇六番四から同市矢津町字ヒジアナ一八七三番二まで
伊勢線	供用開始の期日　平成二十四年九月二十八日〇時